● 代理受領制度の手続きの流れ ●

（木造住宅耐震診断）

相　　談

・・・・・ 建築指導課　窓口・電話相談
無料耐震相談会

対象建築物か　★２のア～コ

NO → 補助金対象外

耐震診断士を選びます

建築指導課窓口等で、耐震診断士登録名簿閲覧

診断に係る費用の見積もりをとってください

市へ『補助金交付申請書』を提出します

添付書類　※[　]内は入手先

- 住民票の写し[市民課]
- 当該住宅の所有者が分かるもの
  →登記事項証明書[法務局]
  又は
  →固定資産税納税通知書[ご自身等]
- 当該住宅の建築年月日が分かるもの
  →登記事項証明書[法務局]
  又は
  →建築確認通知書[ご自身]
  又は
  →建築確認済証明書[建築指導課等]
- 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し[耐震診断士]
- 『誰でもできるわが家の耐震診断』表の写し[建築指導課]
- その他市長が必要と認めた書類等

受付・審査
交付の決定

NO → 補助金の不交付

市から『補助金交付決定通知書』が郵送されます

耐震診断士と契約をしてください

『　精　密　診　断　』の実施

①耐震診断士に補助金を差し引いた金額を支払います
②耐震診断士に代理受領の補助金請求の委任状を手交してください

市へ『実績報告書』を提出します

添付書類

- 耐震診断の結果報告書
- 契約書の写し
- 請求書の写し
- 補助金額を差し引いた額の領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

市から『補助金額確定通知書』が郵送されます
確定通知番号を耐震診断士に通知してください

耐震診断士が市へ『補助金交付請求書』と
『委任状』を提出します

補　助　金　交　付